

# 総務課の「令和8年度の運営方針と目標」

総務課長 氏家 康孝

## 1 課の使命と役割

### ■課の使命・目標

- ・行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図るため、「第7次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画」に基づき、財政の健全化を図り、持続可能な自治体経営を進めます。
- ・職員の意欲、資質、能力を高める職員力の向上を推進するため、「矢吹町人材育成考課制度」による能力、実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員の育成と活気ある組織の構築に努めます。
- ・「矢吹町人材育成基本方針」に基づく人材育成考課制度の確実な実施と人事任用制度への活用及び処遇反映を推進し、職員の育成と持続可能な活気ある組織の構築に努めます。

### ■課の役割

総務課は、総務係、行革財政係で編成され、①広報、②秘書業務、③財政（予算・決算）、④公有財産の管理、⑤庁舎及び公用車の管理、⑥入札・契約制度、⑦人事・組織及び給与、⑧人材育成・研修、⑨職員の福利厚生、⑩文書・法令等の法規事務、⑪選挙事務、⑫行財政改革などを行う役割を担っています。

## 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 15人（うち会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人      ・副課長 2人（うち1人係長兼務）      ・係長 1人
- ・総務係員 5人（うち会計年度任用職員1人）      ・行革財政係員 6人（うち会計年度任用職員1人）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①第7次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画に基づく取り組み

質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営を実現するため、実行計画の進捗管理を行いながら、体系的かつ集中的な行財政改革を推進します。

#### ②将来を見通した財政運営

持続可能なまちづくりのため、将来の収支見込みをシミュレーションするなど計画的な財政運営を行い、財政の健全化を目指します。また、持続可能な財政運営を確立するため、財政計画の策定を進めます。

#### ③人材育成・人材確保・職場環境の改善

定員適正化計画に基づいて意欲ある職員の確保に努めます。また、職員が安心して働けるよう職場環境を整備することで、組織全体の活力を向上させることを目指します。

#### ④長寿命化計画に基づく施設の維持管理

役場庁舎につきましては、令和9年度の耐震改修工事施工のため、実施設計業務を委託するとともに供用開始から50年以上経過し、老朽化が顕著であることから、長寿命化工事及び設備改修工事の検討を進めます。また、旧中央公民館につきましては、令和8年度中に本体解体工事を施工するとともに今後の土地利活用についても並行して検討します。

令和8年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①第7次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画に基づく取り組み	令和8年度は第7次矢吹町行財政改革実行計画期間（令和7～9年度）の中間年度となるため、前年度の効果検証を行いながら、各実施項目の取り組みを着実に推進します。	【5月】令和7年度における実行計画の進捗状況（取組内容・目標値）について各課へ照会 【6～7月】各課回答結果の取りまとめ 【8月】令和7年度検証結果の公表 【9月】必要に応じて実行計画の修正 【10月～】令和9年度当初予算案への反映 【R9年2月】令和9年度検証に向けたスケジュールの周知	
②将来を見通した財政運営	将来の収支の見込みをシミュレーションするため、これまでの歳入・歳出の実績や、今後予定されている事業を基に財政計画を策定し、計画的な財政運営を行うことで、持続可能な財政運営の確立を目指します。	【10月】財政計画素案作成 【12月】庁内決定、計画周知（ホームページ等） 【R9年3月】予算議決後に財政計画への反映	
③人材育成・人材確保・職場環境の改善	①自己の職務に対する責任と高い士気を保つためスキルアップを図ります。 ②定員適正化計画に基づき、意欲ある職員の確保に努めます。 ③職員が安心して働ける環境を整備します。	①ふくしま自治研修センターを活用した指名研修に加えて、自前による内部研修を実施します。 ②福島県主催の職員採用合同説明会等へ参加し、町の魅力を伝え、受験者数の増加に努めます。 ③正当性が認められない過剰な要求及び要望などの不当要求行為に対応するため、カスタマーハラスメント対策のマニュアルを策定し、職員研修会を開催します。	

令和8年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④長寿命化計画に基づく施設の維持管理	①各施設の長寿命化の実施状況調査に基づき、今後の進捗管理に努めます。 ②役場庁舎の耐震改修を図るとともに、役場庁舎の長寿命化改修等を検討します。 ③旧中央公民館の解体工事を行います。	【5月】旧中央公民館解体工事修正設計業務委託の発注 【6月】現有公共施設の調査取りまとめ 【7月】役場庁舎耐震改修実施設計業務委託の発注 【8月】旧中央公民館解体工事仮契約 【9月】旧中央公民館本契約 【10月】各施設の長寿命化の実施状況調査に基づき、次年度予算への反映を検討 【R9年3月】旧中央公民館解体工事完了	

# 企画・デジタル推進課の「令和8年度の運営方針と目標」

企画・デジタル推進課長 国井 淳一

## 1 課の使命と役割

### ■課の使命・目標

「デジタル田園タウン構想事業」の推進は、地域経済の発展や課題解決への道しるべとなるものです。「限りある人財とデジタル技術」を有効に組み合わせることで、町が抱える課題を解決し、「誰一人取り残すことなく」、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる豊かな暮らしを実現します。これにより、都市部を上回る利便性と魅力を備えた、新たな地方像の実現を目指します。

持続可能な矢吹町の実現に向けて、「第7次矢吹町まちづくり総合計画」前期基本計画の3年目として、これまでの取り組みを確実な「成果」へと結実させるため、各課の事業進捗を的確に管理するとともに、事業遂行上の課題を把握・支援することで、事業の確実な推進を図っていきます。

「矢吹町危機管理基本計画」に基づき、不測の事態への備えと迅速な復旧体制を構築し、町民生活の安全と行政運営の安定を図ります。また、複雑・多様化する諸課題の解消に向け、庁内横断的な連携を促進する基盤を構築し、各課の知見や資源を共有するとともに、組織の総力を挙げて解決と目標達成に邁進します。

### ■課の役割

企画・デジタル推進課は、企画調整係、デジタル推進係で構成され、①政策立案調整、②行政評価、③高度情報化（DXの推進を含む）、④危機管理の対応などの役割を担っています。

## 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 7人（うち会計年度任用職員1人）

- ・課長 1人      ・副課長 2人
- ・企画調整係 3人（うち会計年度任用職員1人、副課長が係長事務取扱）
- ・デジタル推進係 3人（副課長が係長事務取扱）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①デジタル田園タウン構想

第2期基本方針に基づき、総合計画で定める6つの「まちづくりの柱」全ての分野の行政サービス、業務について、デジタル技術やデータの活用を検討し、町民の皆様の利便性向上を目指します。ノーコードツールなどの推進・活用により業務効率化を図ることで、生み出される人的資源（余力）を、町民の皆様に寄り添った温かみのある「Face to Face」の対面サービスに再配分します。

#### ②第7次矢吹町まちづくり総合計画に基づく事業の進捗管理

総合計画に基づく重要施策について、各課の事業進捗の状況管理に努めるとともに、事業遂行時に発生した課題等を的確に把握し、必要に応じて課を超えた横連携体制を構築することで、事業の確実な推進を図っていきます。

#### ③行政評価システムの運用

新たな行政評価システムは、予算・決算との連動や総合計画の推進、そして行財政改革の加速を目標とします。費用対効果の可視化とPDCAの強化により、評価を予算編成や意思決定に直結させ、町民の満足度に直結する行政運営を目指します。

#### ④危機管理体制の強化

「矢吹町危機管理基本計画」に基づき、平常時の危機管理活動に取り組むとともに、緊急時には速やかに初期態勢をとることで、危機の影響、被害範囲を最小限に抑え、様々な危機から町民生活を守ります。

## 令和8年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①デジタル田園タウン構想	<p>矢吹町デジタル田園タウン構想事業基本方針を推進するため、下記のとおり取り組みます。</p> <p>①行政DX、地域DXの推進</p> <p>(1)行政DX プログラミングに関する知識がなくても、アプリ開発が可能なノーコードツールを利活用し、アプリ開発による業務改善を図ります。また、オンライン申請（町公式LINEなど）の利用促進と対象業務の拡大を図ります。</p> <p>(2)地域DX 町公式LINE等デジタルツールでの情報発信を積極的に行い、迅速な情報提供を行います。</p> <p>②デジタル活用支援の取り組み デジタルを身近に感じてもらう取り組みを展開します。</p> <p>(1)スマホ教室 (2)イベント開催</p> <p>③デジタル人材の活用、育成 国の地域活性化起業人制度等を活用し、外部人材の派遣受入を検討します。また、各種デジタル系の職員研修を実施し、育成に努めます。</p> <p>④データ連携基盤の移行 国の方針に基づき、福島県が構築したデータ連携基盤に移行し、町が行っているサービスを継続するための提供体制を整備します。併せて、県が行うポイントサービスの導入を検討します。</p>	<p>①行政DX、地域DXの推進</p> <p>(1)行政DX ・業務改善アプリ等開発【アプリ等開発件数】15件 ・オンライン申請【アプリ等開発件数】5件</p> <p>(2)地域DX ・デジタルツールによる情報発信【町公式LINEでのお知らせ件数】100件</p> <p>②デジタル活用支援の取り組み</p> <p>(1)スマホ教室 ・高齢者向け教室【開催回数】2回</p> <p>(2)イベント開催 ・小学生向けイベント【開催回数】2回 ・中学生向けイベント【開催回数】2回</p> <p>③デジタル人材の活用、育成 ・デジタル活用職員研修【開催回数】2回</p> <p>④データ連携基盤の移行 ・町独自のサービス提供体制を継続するため、システム改修を実施し、県データ連携基盤への移行を行います。【移行完了予定 12月】 ・県ポイントサービスの内容、他市町村での取り組みなどを調査し、町が取り組むより良い方法等について検討します。</p>	

## 令和8年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②第7次矢吹町まちづくり総合計画に基づく事業の進捗管理	<p>①各課の重点事業等において、事業の進捗管理を行うとともに、課題等の解決に向けた全庁的な調整を行います。</p> <p>②目標達成に向け事業を推進するため、実施状況や必要性を政策的な視点から精査するとともに、目標達成状況等を取りまとめ町民に周知します。</p>	<p>①各課の重点事業等について、首脳部ヒアリング等を実施し、課題の抽出及び解決に向けた協議を通じて、適切な進捗管理に努めます。また、複数課にまたがる事業等については、横断的な視点から事業の推進を図ります。</p> <p>②各種事業の目標達成に向けた取組状況等については、町ホームページ等で公表します。また、指標等を用いて事業の進捗を管理します。</p>	
③行政評価システムの運用	<p>①前年度に導入した行政評価システムを試験的に運用し、各事業の進捗管理及び成果検証等を行いながら、更なるシステムの機能改良及び最適化を図ります。</p> <p>②各既存システムと連動・連携を図り、予算・決算業務の効率化及び行財政改革の取り組みを推進します。</p>	<p>①②課の運営方針と目標、総合計画に基づく実施計画書、財務会計等と連動・連携を図り、機能改良を加えながら、令和9年度予算編成業務や総合計画の目標達成状況等への活用を目指します。</p>	

令和8年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④危機管理体制の強化	①想定されるリスクに対し、未然防止に努めます。	①不測の事態に適切に対応できるよう、業務マニュアルの更新及びリスク管理シートによる継続的なモニタリングに取り組みます。事務処理ミス等が発生した場合は、ミスへの対応を最優先するとともに、速やかに事務処理ミス等報告書を作成し、状況に応じて組織として対応策を検討します。また、内容を逐次記録するとともに、必要に応じて組織内で共有することで、再発防止に努めます。	

## まちづくり推進課の「令和8年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 小椋 勲

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ①行政区、まちづくり活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体がそれぞれの特性を活かしながら協力・連携し、共助の考え方のもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、関係機関との協議を進めながら、各種計画、マニュアル等を策定します。また、行政区や町内事業所と連携して町民及び外国人労働者の防災意識の向上と備えを促すほか、女性視点での防災対策を推進し、安全・安心なまちづくりの構築を図ります。
- ③深刻化した空き家問題に対応するため、現状と課題を整理し、空き家の有効活用や適切な管理及び除却の推進を図ることを目的に、矢吹町空家等対策協議会を設置し、令和8年3月に「矢吹町空家等対策計画」を策定しました。計画に基づき、空き家等の最新状況の把握に努め、必要に応じて実態調査を行い、データベースの更新、充実を図ります。
- ④地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等が一体となって各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。
- ⑤人口減少や高齢化の進行により、自家用車の運転が困難となる高齢者等の移動手段の確保、子どもの塾への送迎など保護者の負担軽減、また、交流人口の増加による賑わいづくりなど、町民の利便性向上と地域課題の解決を図るため、地域公共交通の拡充に取り組みます。

#### ■課の役割

まちづくり推進課は、協働推進係、生活安全係、環境衛生係で構成され、協働体制の確立及び協働事業の創造、行政区・町民活動団体等支援、統計業務、公共交通、消防・交通・防犯業務、消費者行政、環境衛生業務、墓園管理業務などを行う役割を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 10人  
・課長 1人 ・生活安全係 3人 ・環境衛生係 3人 ・協働推進係 3人

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①公共交通ネットワーク

高齢者をはじめとする交通手段を持たない町民の利便性の向上を図るため、「行き活きたクシー利用料金助成事業」「矢吹町AI活用型オンデマンドバス実証運行」等を実施します。

#### ②地域防災の強化に向けた取り組み

地域防災強化のため、自主防災組織の普及や研修会を実施し、住民の防災意識向上と災害に強い地域づくりを進めます。また、避難行動要支援者（災害時に支援を必要とする者）への対策を関係機関と連携して推進します。

#### ③空き家等対策の取り組み

本町の空き家対策に関する現状と課題を整理し、空き家の有効活用、適切な管理及び除却の推進を図ることを目的に設置した矢吹町空き家等対策協議会を定期的に開催し、矢吹町空き家等対策計画に基づいた実態調査の実施について検討します。

#### ④脱炭素化に向けた取り組み

矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等の各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

## 令和8年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①公共交通ネットワーク	<p>行き活きタクシー、AI活用型オンデマンドバス等の交通サービスを組み合わせ、誰もが移動に困らない利便性の高い生活を実現し、「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる～だれもが移動しやすいまち"やぶき"～」を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月 矢吹町地域公共交通活性化協議会（第1回）</li> <li>●8月 AI活用型オンデマンドバス無料運行キャンペーン実施、運行拡充（運行時間、土日）</li> <li>●9月 AI活用型オンデマンドバス運賃改定</li> <li>●10月 AI活用型オンデマンドバスに関するアンケート実施</li> <li>●11月 矢吹町地域公共交通活性化協議会（第2回）</li> <li>●11月 フロンティア祭りにてAI活用型オンデマンドバスの周知活動</li> <li>●2月 矢吹町地域公共交通活性化協議会（第3回）</li> <li>●随時 各団体等へAI活用型オンデマンドバスの周知活動</li> </ul>	
②地域防災の強化に向けた取り組み	<p>地域防災の強化に向け、自主防災組織の普及促進と地区防災訓練の実施を軸に、住民の意識向上と災害に強い地域づくりを目指します。 また、避難行動要支援者（災害時に支援を必要とする者）について、関係機関や地域と連携を図りながら、支援体制の構築に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月 三神地区での防災訓練（土砂災害）の実施</li> <li>●7月 避難行動要支援者の個別訪問</li> <li>●11月 5区行政区での防災訓練の実施</li> <li>●12月 避難行動要支援者個別避難計画作成（7件予定）</li> <li>●1月 避難行動要支援者に関する調整会議実施</li> <li>●随時 各行政区の自主防災に関する支援</li> </ul>	

## 令和8年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③空き家等対策の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢吹町空き家等対策計画に基づき、空家及び特定空家等の台帳整備を行います。</li> <li>・ 利活用可能な空き家については、所有者へ空き家バンク制度を周知することにより、利用促進を図ります。</li> <li>・ 管理不足状態の空き家については、所有者へ空き家の適正管理していただくよう通知をします。</li> <li>・ 危険度の高い空き家については、特定空家として、矢吹町空き家等対策協議会に諮り、認定後、法令に基づき対応します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4月～5月 空き家等実態調査の計画書作成</li> <li>●6月～2月 実態調査及び調査内容の取りまとめ</li> <li>●9月 第1回矢吹町空き家等対策協議会開催（現状報告及び今後のスケジュール説明）</li> <li>●2月 第2回矢吹町空き家等対策協議会開催（空き家調査結果の報告及び特定空家の認定）</li> <li>●随時 矢吹町空き家等対策計画の改定（空き家調査結果に基づき改定）</li> <li>●随時 敷地内の庭木繁茂等が寄せられた場合には、現地確認を行い、所有者へ適正管理するように通知や呼びかけ</li> <li>●随時 商工観光課と連携し、空き家バンク活用の促進</li> </ul>	
④脱炭素化に向けた取り組み	<p>脱炭素事業に取り組む「チームやぶき」の定例会に毎回参加し、各事業者や関係機関と情報共有を行うとともに、学校機関において脱炭素に関する出前講座やフロンティア祭り時に脱炭素関連グッズの配布等を行い、PR活動を継続して実施します。</p> <p>また、地球温暖化対策事業において、エネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の管理等支援システムの導入等に向け準備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5月～11月 脱炭素化に向けた先進地事例等の情報収集</li> <li>●7月 広報及びホームページ等により脱炭素に関する啓発活動及び出前講座を実施</li> <li>●11月 町・チームやぶき合同で、フロンティア祭り時に脱炭素化関連グッズの配布等を行い、PR活動を実施</li> <li>●2月 矢吹町地球温暖化対策推進委員会を開催</li> <li>●随時 チームやぶき等と連携し、福島県が進める水素モビリティ・ステーションについて情報収集</li> </ul>	

## 総合窓口課の「令和8年度の運営方針と目標」

総合窓口課長 山野辺 幸徳

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ①各種手続きを所管する「町の顔」として、「明るく丁寧で親切かつ迅速」な対応に心がけるとともに、来庁者に寄り添った接遇によりサービスの向上に努めます。
- ②「お客様目線」による窓口業務のワンストップ化を検証し、利用者がより利用しやすい窓口の設置の推進に努めます。
- ③町会計管理者として、公金管理、収入及び支払いの審査確認を適正に実行し、なおかつ会議等を通じて職員の財務事務処理能力の向上を図るための指導育成を行います。
- ④予算執行状況を的確に把握し、一時借り入れなどの資金調達を行い、計画的な支払いに努めます。

#### ■課の役割

総合窓口課は、窓口係、出納係で構成され、①窓口案内、②戸籍事務、③住民基本台帳事務、④印鑑証明事務、⑤マイナンバーカードに関する事務、⑥現金・有価証券・物品の出納及び保管、⑦指定金融機関に関する事務、⑧収入及び支出に関する書類審査、⑨決算の調整などを行う役割を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 12人（うち、会計年度任用職員 5人）

- ・課長 1人
- ・出納係 3人（副課長係長事務取扱 1人、会計年度任用職員 2人）
- ・窓口係 8人（係長 1人、係員 4人、会計年度任用職員 3人）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①総合窓口のあり方

総合窓口の現状と課題を整理し、全庁的な協議や各課との協議をしながら、DX推進も視野に入れた改善を検討するなど、利用者が使用しやすい窓口設置に向けた見直しを進めます。

また、接客等に関する課題や問題点について、課内で共有し改善に努めるとともに、お客様に対して聞く姿勢を大切にし、丁寧な対応を心がけます。

#### ②職員の財務事務処理能力の向上

職員が正しく財務事務を理解し、適正に事務処理が施行できる体制の構築を図ります。

## 令和8年度 総合窓口課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①総合窓口のあり方	<p>来庁者に対応する業務内容を精査し、総合案内を利便性の高いものにするため、行政手続きの簡素化・迅速化・情報のわかりやすさにあった総合窓口のあり方を検討します。</p> <p>①「町の顔」として「明るく丁寧で親切かつ迅速」な対応に努めます。 ②利用者に寄り添った接遇をし、ワンストップサービスの向上を図ります。</p>	<p>・総合窓口会議において、ワンストップサービスの向上及び現状の課題・改善点について、情報共有及び意見交換を図り、より効果的な対応策を検討します。 ・来庁者の待ち時間短縮及び窓口混雑の緩和を図るため、10月から戸籍受付（婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁）の予約システムを導入します。</p> <p>①窓口業務に関する知識や技術の習得により、対応能力の向上を図ります。 ②説明・問合せ内容について、職員間で情報を共有化し、利用者がスムーズに手続きできるように、窓口業務改善及び丁寧な接遇に努め、ワンストップサービスの向上を図ります。</p>	
②職員の財務事務処理能力の向上	<p>職員が正しく財務事務を理解し、適正に事務処理が施行できる体制の構築を図ります。</p>	<p>・予算担当者会議において財務事務を行う上での誤りやすい事例や、注意点などについて説明を行います。また、会議資料についても随時見直しを図ります。 ・例月出納検査で指摘された事務処理上誤りやすい事例について、職員に随時情報提供を行います。</p>	

## 税務課の「令和8年度の運営方針と目標」

税務課長 渡辺 憲二

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・課税客体の把握に努め、公平で公正な課税を行います。
- ・厳正で公平な町税事務と業務の効率化を推進します。
- ・町税等の現年度分・過年度分について収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・町税等に関する情報発信及び納税相談等を通じて納税者への説明責任を果たします。
- ・納期内納付の啓発と滞納整理により新規滞納者の発生を抑制します。

#### ■課の役割

税務課は、町税係、固定資産税係、滞納整理係で構成され、①町県民税・②法人町民税・③固定資産税・④軽自動車税・⑤町たばこ税・⑥入湯税・⑦国民健康保険税・⑧介護保険料・⑨後期高齢者医療保険料の賦課事務、⑩税証明書交付・台帳の閲覧、⑪町税等の収納、⑫滞納整理、⑬納税啓発、⑭罹災証明事務を行う役割を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 14人（うち会計年度任用職員1人）

- ・課長 1人 ・副課長 1人 ・町税係 5人 ・固定資産税係 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・滞納整理係 3人

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①債権管理の適正化

事務の効率化を図るため、「年間行動計画」のとおり効率的かつ効果的に事務を行い、収納率の向上を図ります。

#### ②滞納整理

滞納額縮減に向けた滞納整理の実施及び滞納整理業務のDX化推進を図ります。

令和8年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①債権管理の適正化	効率的かつ効果的な徴収を実施するため、年間行動計画を策定	①時効管理会議の開催【毎月】 滞納者に対する年度内の滞納処分の方針決定及び時効中断について協議 ②滞納3年目処分方針会議の実施【7月】 今後の処分方針を早期に協議・決定し対応方針を統一、徴収の公平性と効率性を高めます。 ③文書催告の実施【年4回、5・7・11・3月】 年間行動計画に基づき催告書を送付 ④白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課への徴収事務の移管【通年】 徴収困難な滞納整理事案を選定し、引継事務及び引継後の連携の実施 ⑤地方税法第739条の5に基づく福島県への徴収引継依頼の実施【6～3月】 町県民税滞納者を選定し、移管事務及び移管後の連携の実施 ⑥職員の徴収事務能力の向上【通年】 徴収事務研修及びOJTによる知識習得・折衝能力の向上	

令和8年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②滞納整理	①自主納付の促進と滞納額の縮減 ②義務者死亡の滞納整理 ③町税の徴収及び未利用資産の適正な処理 ④納税相談記録の効率化及び精度向上 ⑤財産調査管理業務のDX化	①-1 滞納案件の適切な管理及び進捗状況の把握 案件ごとの対応状況を見える化し、早期対応・徴収を徹底 ①-2 納付能力に応じた対応方針の決定 随時、納税相談を行い、収入状況に応じた納付方法について納税者と一緒に解決策を検討 ①-3 厳正な滞納処分の執行 財産調査等を行い、法令に基づき確実に処分を実施 ①-4 町税等の滞納整理状況を掲載 ・広報やぶき（年1回） ・矢吹町ホームページ（毎月） ②納税義務の承継 義務者死亡の滞納について、相続人調査を行い承継の対象者を選定 ③相続財産法人に係る資産の整理 買い手が見込まれる資産の売却等の処分を実施 ④AI自動文字起こしレコーダーの活用 滞納者との納税相談における記録業務の負担軽減と正確性向上を目的として、面談内容の録音及び要約機能を導入 ⑤財産管理ワンストップサービスの活用 電子調査結果を一括で管理し、調査から差押まで迅速かつ効率的に実施	

## 保健福祉課の「令和8年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 佐藤 豊

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・障がい者や高齢者など、誰もが健康で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、介護等の各種施策により、一人ひとりに寄り添った支援や地域で支え合う仕組みづくりに取り組みます。
- ・今年度計画期間が終了する「第10次矢吹町高齢者保健福祉計画」、「矢吹町第9期介護保険事業計画」、「第7期矢吹町障がい福祉計画」、「第3期矢吹町障がい児福祉計画」について、ニーズ調査やアンケート調査をもとに、実態にあった実効性のある新たな計画の策定を行い、計画の実現に向け、関係機関との連携を密にしながら、必要な支援に努めます。
- ・町民の健康増進の総合的な推進を図るため、町民検診、保健指導のメリットを活かした取り組みを着実に推進します。
- ・国民健康保険事業、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業について、資格・給付費の適正化により、安定的な事業運営を行います。
- ・指定管理者制度により、サービスの提供や施設の維持管理を行っている2施設（健康センター、保健福祉センター）の安全・安心な運営に努めます。

#### ■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係の4係で構成され、主に、①保健指導等による健康増進、②予防接種の推進、③地域医療機関への支援、④町民検診等の実施、⑤国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営、⑥高齢者、障がい者等の相談支援、⑦矢吹町民生児童委員協議会事務局、⑧介護予防事業の推進、⑨健康センター、保健福祉センター、福社会館の運営等の役割を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 23人

- |                               |                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| ・課長 1人                        | ・副課長兼介護保険係長事務取扱 1人                   |
| ・健康増進係 5人（保健師4人・管理栄養士1人）      | ・国保年金係 4人（うち会計年度任用職員1人）              |
| ・福祉係 5人（うち社会福祉士1人、会計年度任用職員1人） | ・介護保険係 7人（うち社会福祉士（任期付）1人、要介護認定調査員3人） |

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①町民の健康増進

「ヘルスステーション健康・食育・自殺対策 やぶき21計画（第4次）」の基本理念である「一人ひとりが輝き、健康で安心して生活できるまちの実現」を目指し、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画に掲げた目標を実現するため、各種保健事業を実施し、町民の健康増進に努めます。

#### ②特別会計保険事業

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収納状況、各種補助金や交付金及び一般会計繰入額などの予算状況を精査するとともに、少子高齢化の影響による被保険者数の推移、医療費や介護給付費等の状況を総合的に勘案し、安定した事業運営に努めます。

#### ③高齢者、障がい者支援

高齢者等の孤立を防ぐため、地域の見守りとして行っている民生児童委員や地域包括支援センターの「人」による支援と緊急通報システムによる「デジタル活用」を併用した活動を継続しつつ、支援者の情報共有についての仕組みづくりについて検討します。また、介護事業者に最新のロボット補助金の情報などを積極的に提供し、介護者の負担軽減につながる支援に努めます。

#### ④健康センターの管理運営

指定管理期間の最終年度であり、事業期間のサービスの量や質、収支状況等について評価検証を行い、次年度の公募に向けた制度設計を行います。また、施設の課題等（擁壁、用途、あり方）について、方向性を整理するため、専門家との意見交換や、関係機関との協議を進めます。

令和8年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①町民の健康増進	<p>各種予防医療に取り組み、健康長寿の実現に努めます。</p> <p>【ヘルスステーション健康・食育・自殺対策 やぶき21計画（第4次）の基本目標】</p> <p>■健康増進計画 目標1：健康寿命の延伸 目標2：個人の行動と健康状態の改善 目標3：健康づくりに取り組みやすい環境づくり 目標4：ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり</p> <p>■食育推進計画 目標5：健康な食生活の推進</p> <p>■自殺対策計画 目標6：誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現</p>	<p>①1次予防【通年】：健康増進・発症予防の取り組みとして、予防接種、自殺対策の広報・周知の実施、ヘルスアップ教室の開催（※1）、ふくしま健民アプリの啓発（※2）</p> <p>②2次予防【7月～2月】：早期発見・早期治療の取り組みとして、町民検診（特定健診、高齢者健診、各種がん検診、人間ドック）</p> <p>③3次予防【10月～11月】：再発防止・重症化予防の取り組みとして、町民検診結果説明会（重症化予防に向けた個別面談、保健師・管理栄養士の栄養指導による生活改善、運動指導、医療機関への紹介状発行等） 特に2次予防（町民検診）について、健康診査受診が疾患の早期発見・早期治療の第一歩となることから、以下の項目について、総合的に取り組み、受診率の向上に努めます。</p> <p>●受診しやすい環境づくり ・令和7年度より、前年度受診者に受診日を指定した通知を発送しており、予約の負担の軽減を図ります。 ・今年度より、前年度Web上で行った、受診希望曜日等の調査結果を踏まえた検診受診日指定に取り組みます。</p> <p>●インセンティブの実施（動機づけ） 検診を受診することで、「ふくしま健民アプリ」のポイントがたまり、賞品（県産品等）に応募できることや受診等することの必要性などの周知を図ります。</p> <p>●受診勧奨の強化 通院中で検診未受診の方について、あらかじめ病院名等を記載した受診勧奨通知を送付するなど、受診率の向上に努めます。 （令和7年度同時期受診率49.4% 令和8年度特定健診受診率目標値：54.0%）</p>	<p>（※1）20歳以上の方を対象にした運動教室です。エアロバイクによる有酸素運動やストレッチ運動、体力測定等を実施しています。（全5コース、R8.5.1現在89人）</p> <p>（※2）各種検診を受診することで、ポイントがたまり、ポイントに応じて、県産品などの商品の抽選に応募できる、県が運営するアプリです。個人で目標を立て、取り組んだ内容もポイントになります。</p>

令和8年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②特別会計保険事業	<p>各特別会計の適正かつ安定した事業運営 【各特別会計当初予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国民健康保険特別会計 1,639,340千円</li> <li>■介護保険特別会計 1,703,155千円</li> <li>■後期高齢者医療特別会計 284,405千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①財政状況及び予算状況の確認・管理を適正に行います。</li> <li>②令和11年度の国民健康保険税率の県内統一に向け、段階的な税率調整について検討します。</li> <li>③将来を見据えた介護保険サービス量の算出により、第9期介護保険事業計画の見直しを行い、次期計画期間の介護保険給付費を試算し、要支援・要介護認定者数と給付実績の動向を踏まえた介護保険料の見直しを行い、令和9年3月までに次期の3か年の介護保険事業計画を策定します。</li> </ul>	
③高齢者、障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者及び障がい者が安心して暮らせるように民生児童委員や地域関係機関と連携を図り、介護者の負担軽減を図ります。</li> <li>②介護現場へのDX化を促進し、介護者の負担軽減を図ります。</li> <li>③認知症や障がい等により判断能力に不安を抱える当事者や家族へ「成年後見制度」の理解促進を図るとともに、権利擁護支援に関して普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①民生児童委員などの人と人との対応を大切にし、訪問活動において、対象者の早期発見を行い、緊急通報システムや配食サービス等の必要な支援につなげます。民生児童委員と民生児童委員協議会事務局とのネットワークを構築し、スムーズな連携ができるよう検討を行います。</li> <li>②介護事業者に対し、介護テクノロジー（介護ロボットやICT）の導入支援事業等の情報提供を行います。</li> <li>③地域包括支援センターによる早期発見や身近な相談窓口として支援を行うとともに、成年後見支援センターを中心に関係機関との連携体制を構築しながら、認知症や障がい等により判断能力に不安を抱える当事者や家族に対し、支援を行います。</li> </ul>	<p>民生児童委員定数36人（R8.4.1現在31人）</p>

## 令和8年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④健康センターの管理運営	①施設の魅力度を向上し、入館者の増加を図っていきます。 ②現在の指定管理期間の検証を行い、来年度からの次期指定管理者の公募を行います。 ③関係機関と協議を行い、今後の方向性を検討します。	①利用者に提供するサービスやイベントなどを指定管理者と協議・検討し、入館者の増加を図るとともに、施設を安全・安心に利用してもらうために、設備の更新を行います。 ②現在の指定管理期間の検証を行い、来年度からの次期指定管理者の公募を行います。 ③専門機関による擁壁の定期点検を行うとともに、関係機関と協議を行い、中長期的な方向性を整理するための検討を行います。	

## 農業振興課の「令和8年度の運営方針と目標」

農業振興課長 鈴木 辰美

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・活気あふれる自立した農家の育成を支援し、持続可能な農業の推進を図ります。
- ・町内の農業関係団体と連携し、農業振興地域整備計画等の策定を目指します。
- ・農産物の風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・森林環境整備事業により、森林環境の保全に取り組みます。
- ・ほ場整備事業を推進し、農業経営基盤の強化を目指します。
- ・ため池の浚渫及び老朽ため池の改修工事等に取り組みます。
- ・老朽農業施設の調査を行い、保全計画の策定を目指します。
- ・農地法に基づく適正な許認可を行い、農地等の利用の最適化に取り組みます。
- ・遊水地整備事業においては、地権者や地域住民の相談窓口機能を強化し、国・県への要望活動に取り組みます。
- ・遊水地内利活用の検討に取り組みます。

#### ■課の役割

農業振興課は、農政係・農業委員会事務局・遊水地対策室で構成され、①農業の振興育成、②農業経営基盤の強化、③農業委員会事務局業務、④遊水地整備事業関連業務を主な役割としています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 13人（うち会計年度任用職員1人）

- ・課長 1人、農業環境整備監兼遊水地対策室担当 1人、副課長 1人、遊水地対策室長 1人
- ・農政係 8人（うち会計年度任用職員1人）
- ・農業委員会事務局：局長 1人（兼務）、副局長 1人（兼務）、事務局職員 2人（兼務）
- ・遊水地対策室：室長 1人、室員 1人、室員 11人（兼務・他課職員含む）

※ほか派遣職員 1人

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①遊水地整備

流域で考える治水対策に資するため、継続して関係する自治体と粘り強く調整を進めます。また、三城目地区遊水地対策協議会の事業運営を支援し、地域住民の意見が反映された事業推進を目指します。遊水地整備後の地内利活用や、将来的に適正な維持管理が持続できるよう財源も含め、鏡石町、玉川村と連携しながら国、福島県、流域自治体との協議を推進していきます。

#### ②農業版企業誘致の推進

羽鳥ダムの慢性的な水不足により土地改良区から除外された白山・神田地区の約30haの農地利活用を検討し、耕作放棄地の拡大防止と持続可能な農地活用を図ります。町内全域への事業拡大についても検討します。また、農地の現状をデータ化し、視覚的に耕作放棄地の現状等を把握し、農地の貸し手と借り手のマッチングを積極的に推進します。農業短期大学校と連携し、研修事業を中心として、双方に効果が発揮できるような事業を推進し、将来的な農地の担い手である新規就農者の確保を目指します。

#### ③舘沢・大町地区のほ場整備事業

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用することにより、農家負担がゼロでほ場整備が実施できる事業として、平成29年度から舘沢・大町地区で事業を実施してきましたが、令和7年度、一部地区において工事が完了し、今年度も残地区について引き続き円滑な事業推進を目指します。また、田町・弥栄地区においても同事業により事業を推進するため、今年度は、関係団体と連携し、事業採択を目指します。その他地区においても、地域からの要望を受け、「ほ場整備事業説明会」を開催し、本事業への理解を深める活動を継続して実施します。

#### ④森林環境整備事業

地球温暖化対策の推進を目的として、三鷹市から譲与される森林環境譲与税を活用し、三鷹市で排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）量と矢吹町での森林整備等により吸収した二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）量を相殺するカーボンオフセット事業を実施します。三十三観音史跡公園の森林整備を継続して実施し、三鷹市と連携した植樹を実施します。地域の皆様及び三鷹市、関係団体と連携を図りながら、未来へつなぐ森づくりを積極的に推進していきます。

## 令和8年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①遊水地整備	<p>①庁内も含めた関係部署や関係機関並びに三町村等を含めた緊密な連携により遊水地内外（地域全体）の安全・安心の確立</p> <p>②流域治水を実現するため、地域住民からの要望を国、福島県へ伝達するとともに、下流域も含めた流域全体の理解の醸成</p> <p>③地域住民や流域全体にとって喜ばれる平常時の遊水地内利活用の更なる検討</p>	<p>①庁内や三町村等との情報共有に努め、阿武隈川流域全体に遊水地整備の効果の理解醸成が進むような活動を図り、さらに三城目地区遊水地対策協議会の活動を支援しながら、遊水地内だけでなく、内水外水対策等遊水地外周辺地域の安全・安心な環境の構築に努めます。</p> <p>②地域住民の声を聞き、把握した要望を継続して国、福島県へ確実につなぎ、イベント等各種機会を有効に活用した情報発信に努めます。</p> <p>③町にとって有意義な遊水地内利活用検討を国とともにさらに進め、適正な維持管理を実現するため、早期に諸条件を示すよう国に働きかけを行い、各種関係機関とのきめ細かな調整に努めます。</p>	

令和8年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②農業版企業誘致の推進	<p>①白山・神田地区における耕作放棄地（約30ha）の解消や拡大防止、農地活用の推進</p> <p>②町内耕作放棄地の解消・拡大防止、農地活用の推進</p> <p>③農業短期大学校との連携</p>	<p>①地権者や耕作希望者の意向調査を基として、（現時点で約13.8haに企業が進出済）引き続き、その他農地のマッチング、進出済み農業法人等の円滑な農地利用をサポートします。</p> <p>②白山・神田のモデル地区を参考にその他の地域においても、人工衛星データとAIを活用した耕作放棄地の把握、意向調査により農地の貸し手と借り手のマッチングを推進し、農業版企業誘致奨励金を活用した新たな企業の参入、農業用施設等の導入を支援します。</p> <p>③新規就農や規模の拡大、スマート農業の導入等に関する相談や農業短期大学校で開催される研修会等の情報を認定農業者などと共有し、研修施設等の活用を促進するとともに、新たな担い手の確保・育成に努めます。</p>	

令和8年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③館沢・大町地区のほ場整備事業	<p>①令和11年度の整備事業完了に向けた、円滑な事業の推進</p> <p>②その他の地域におけるほ場整備事業の推進</p>	<p>①工事委員会や換地委員会、集積委員会等において、換地計画原案の調整を進めるとともに、地元関係者と緊密に連携を図りながら、整備予定の約34haのうち、約24.9haについて、工事主体の福島県と秋からの一部工事着手に向けて取り組み、円滑な事業の推進に努めます。</p> <p>②田町・弥栄地区の約69haについては、令和10年度の計画採択に向けて、令和7年度に作成した地形図の追加調査及び再精査に取り組むことで、改良区や地元関係者と連携を図りながら、事業の推進に努めます。また、明新地区においても地域からの要請に応じて、5月に「ほ場整備事業説明会」を開催し、事業の進め方などを説明しながら、事業の理解促進に努めます。</p>	

令和8年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④森林環境整備事業	<p>①三鷹市の二酸化炭素排出量と本町の森林整備における二酸化炭素吸収量の相殺による「カーボンオフセット事業」の推進</p> <p>②本町と三鷹市の子どもから大人まで幅広い世代の方々に多様な学びや交流の機会を提供する場として、森林環境の整備や森林環境学習活動の実施</p> <p>③地域住民や団体及び三鷹市の他、各関係機関の連携</p>	<p>①三十三観音史跡公園及び周辺森林において、令和8年もクヌギ・ヤマザクラ・クリ等の植樹活動、倒木のリスクがある危険木の伐採及び下刈り（草刈り）等を実施し、安全で適切な森林の整備及び保全に努めます。</p> <p>②9月13日に三鷹市姉妹市町交流事業において、参集範囲を町内小学生の希望者まで拡大し、三鷹市の小学生とともに、植樹活動及び森林環境学習を実施します。</p> <p>③本町の美しい里山風景が次世代にも引き継がれていくように、地域住民や関係団体、三鷹市との関わりを大切にしながら、活動の意義を幅広く発信し、未来へとつながる「もりづくり」の推進に向けて理解醸成を図ります。</p>	

## 商工観光課の「令和8年度の運営方針と目標」

商工観光課長 柏村 秀一

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・企業誘致、企業支援を継続的に行い、町民の働く場の確保、地域経済の基盤づくりに取り組めます。
- ・ふるさと納税の体制を強化し、自主財源の確保に取り組めます。
- ・矢吹町の魅力を全国に発信し、移住・定住対策を推進するとともに、各種イベントに取り組むことで交流人口や関係人口の増加を図ります。
- ・矢吹町のブランドづくりに取り組み、光南高校や農業短期大学校とも連携しながら、住んでみたいまち、応援したいまちづくりに取り組めます。
- ・中心市街地の賑わいづくりを進め、関係団体等との連携強化を図り、地域経済の活性化、地域の活性化を目指します。

#### ■課の役割

商工観光課は、企業誘致推進室・地域活性係・ふるさと納税係で構成され、①企業の振興、②商業の振興、③地域経済の活性化、④情報発信の強化、⑤タウンプロモーションの展開、⑥自主財源の確保を主な役割としています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 10人

- ・課長 1人
- ・企業誘致推進室 3人（室長、係員1人、会計年度任用職員（地域おこし協力隊））
- ・地域活性係 4人（係長、係員3人）
- ・ふるさと納税係 2人（係長、係員1人）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①企業誘致

企業に寄り添った支援を行うため、企業訪問やトップセールスを継続して実施し、現在課題となっている人手不足の解消策や外国人技能実習生に対する支援策を講じるとともに、工業用地開発可能性調査を行い、民間事業者による開発を目指した企業誘致に取り組みます。

#### ②ふるさと納税の充実・強化

町内事業者による返礼品の拡充を継続し、ふるさと納税のPRを強化します。また、企業版ふるさと納税については、町内企業への訪問や新たな企業の開拓を通じて自主財源の確保に努めるとともに、ふるさと納税を活用した矢吹町のブランディングについても推進します。

#### ③移住促進

「観光」を軸とした関係・交流人口の拡大を図るとともに、空き家バンクの運用を拡充し、移住・定住施策を着実に推進します。また、ふくしまDESTINATIONキャンペーン（ふくしまDC）を最大限に活用し、移住検討層の掘り起こしから定住に至るまでの一貫した情報発信を行うことで、子育て世帯を中心とした人口増加に取り組みます。

#### ④地域の活性化

農業短期大学校や光南高校との連携を継続的に発展させ、探究活動や商品開発、イベント参加などを通じて、若者の視点を取り入れた地域活性化を推進します。また、地域おこし協力隊の活動支援を通じて観光・情報発信機能の強化を図るとともに、やぶきフロンティア祭りをはじめとした多文化共生の推進や、地域の賑わい創出に取り組みます。

令和8年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大支援</li> <li>・雇用確保による町民生活の安定・向上、町への定住・移住者増加</li> <li>・外国人技能実習生の住環境の向上、町民との交流深化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①既存企業訪問（進出企業の場合、本社も含む：10月実施予定）による情報共有</li> <li>②工業用地開発可能性調査の実施（1月完了）</li> <li>③福島県企業立地課及び東京事務所・大阪事務所等関係機関との情報共有（在京在阪企業の紹介・訪問）</li> <li>④外国人技能実習生の生活環境向上に係るニーズ把握（6月）及び町民と外国人或いは外国人同士の交流機会確保（8月以降）</li> </ul>	
②ふるさと納税の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税による地場産品等のPR、寄付額1億円を目標とした自主財源の確保</li> <li>・企業版ふるさと納税による企業のPR、寄付額2,000万円を目標とした自主財源の確保</li> <li>・返礼品を通じ地域独自の魅力を向上させ、寄付者と継続的な関係性を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①寄付額1億円を目標額とし、継続して新規事業者の発掘や返礼品の開拓、共通返礼品等の調整を検討</li> <li>②寄付額2,000万円を目標額とし、企業側の利益や企業側の要望に応えられるよう、企業訪問を継続的に実施</li> <li>③ふるさと納税イベント等へ積極的に参加し、寄付者に定期的な情報発信を実施する等、矢吹町独自の魅力をブランディングすることで関係性を強化</li> </ul>	

令和8年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③移住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県内外からの移住人口増加に向けた施策の推進</li> <li>②空き家バンクを活用した移住・定住支援の実績創出</li> <li>③ふくしまデスティネーションキャンペーン（ふくしまDC）を契機とした観光PRと関係人口拡大の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①移住体験や相談機会の創出及び県内外イベントへの出展による移住希望者の獲得とフォローアップの実施</li> <li>②関係各課と連携した空き家バンク登録物件の充実とマッチング支援の強化、並びに「来て『やぶき』空き家取得支援金」を活用した成約件数の向上</li> <li>③県及び関係団体と連携したふくしまDC本番における観光誘客の推進と、SNS等を活用した戦略的情報発信による関係人口の拡大</li> </ul>	
④地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農業短期大学校及び光南高校との連携事業の推進</li> <li>②地域おこし協力隊の活動支援及び必要に応じた人材確保</li> <li>③ふくしまDCを契機とした観光促進とインバウンド誘客の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広報媒体やイベント等を活用した大学校・高校との相互連携の推進及び、商品開発や地域課題解決に向けた実践的な取り組みの支援</li> <li>②地域おこし協力隊の活動支援による情報発信力の強化と、各分野における地域課題解決に向けた取り組みの推進、並びに必要に応じた募集・採用の実施</li> <li>③ふくしまDCを契機とした町独自施策の実施と、フロンティア祭り（多文化フェスティバル）等を通じたインバウンド及び外国人住民との交流機会の創出による誘客促進</li> </ul>	

## 都市整備課の「令和8年度の運営方針と目標」

都市整備課長 有松 泰史

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪・地震等）において、最低限の生活を維持できるように、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。

#### ■課の役割

都市整備課は、管理係、道路整備係、都市計画係で構成され、①道路・橋梁の維持管理、②排水路の計画・維持管理、③街路灯・交通安全施設の維持管理・整備、④道路等の境界確認、⑤道路法に係る許認可、⑥町営住宅等の公営住宅の維持管理及び整備計画、⑦土木災害復旧事業、⑧都市計画、⑨都市区画整備・宅地造成、⑩公園・緑地の維持管理・整備、⑪建築確認申請・開発行為、⑫屋外広告物の許認可、⑬都市緑化保全、⑭道路・橋梁の新設・改良・更新、⑮道路・橋梁の整備計画、大型関連事業として①阿武隈川遊水地整備事業、②国道4号4車線化事業（矢吹泉崎地区事故対策事業、矢吹鏡石道路）等の業務を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 16人（うち会計年度任用職員6人）

- ・課長 1人 ・管理係 8人（うち会計年度任用職員4人） ・道路整備係 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・都市計画係 3人（うち会計年度任用職員1人）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①国道4号4車線化

国道4号の4車線化事業早期実現に向け、地域住民や沿線地権者、道路利用者等へ可能な限り事業スケジュールをお示しするなどしながら、町民の要望に寄り添った道路計画となるよう、事業主体である国との協議を密に図ります。

#### ②大池公園の賑わいづくりと適正な維持管理

大池公園の適正な維持管理を行うとともに、自然環境の保全や利用者の安全確保を考慮したキャンプ場のあり方について関係者との協議を図りながら、利活用に係る方向性の検討を進めます。

#### ③住宅使用料等の債権管理

弁護士と連携した適切な債権管理を継続するとともに、未納状況に応じた段階的な督促や納入相談を実施し、連帯保証人への通知等による早期対応を徹底することで、新たな未納者の発生防止に努めます。

#### ④定住化促進住宅の今後の利活用

入居者への安定的なサービスの提供とさらなる住環境の向上、地域の活性化と将来にわたる持続的な活用を図るとともに地域の実情に応じた新たな利活用を進めるため、売却を前提に広く事業者を公募し、計画的かつ適切に事業を推進します。

令和8年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①国道4号4車線化	①国・県等、関連機関と連携した事業推進 ②住民等への事業周知 ③地域住民及び沿線地権者の不安や課題等解消 ④要望活動の実施	①事業進捗に合わせ、適時、国・県・町の三者による事業調整会議を開催し、意見交換を実施するとともに、交差する町道や用排水路等に関する協議を行います。 ②適時、広報やぶき及びホームページにより、住民等への事業周知を行います。 ③適時、地域住民等からの意見集約を行い、必要に応じ国へ要望を実施するなど、地域住民や沿線地権者の不安や課題等の解消に向けたサポートに努めます。 ④東北地方整備局等、国機関への要望活動を行います。（7月）	R8年度事業計画 【国】 ・用地測量 ・土地、建物等物件調査 ・用地交渉（一部）

令和8年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②大池公園の賑わいづくりと適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適正な維持管理</li> <li>②キャンプ場利活用方向性の検討</li> <li>③キャンプ場利用促進の手法等検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公園維持管理業務委託請負者との協議を行いながら、公園利用者の安全確保を踏まえた適正な維持管理に努めます。</li> <li>②アカマツの保護及び利用者の安全確保を考慮し、キャンプ場のあり方や運営方法等について関係者との定期的な協議を行いながら、キャンプ場利活用の方向性決定に努めます。</li> <li>③利活用方向性について関係各課へ共有するとともに、集客及び利用促進の手法等のとりまとめに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①：都市整備課</li> <li>②、③：企画・デジタル推進課、商工観光課、生涯学習課及び都市整備課で連携（協議：8月、11月、2月）</li> </ul>
③住宅使用料等の債権管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適切かつ公正な債権管理</li> <li>②未納対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①弁護士による債権管理業務委託を継続し、適切な債権管理を行います。また、未納状況に応じ、定められた基準に基づき、督促等を段階的に実施し、納入相談や分納誓約書の提出等により、計画的に徴収事務を行い、公正な債権管理の確保に努めます。</li> <li>②未納初期段階において、迅速な督促や連絡の徹底、連帯保証人への通知等を行い、早期対応を強化することで、新たな未納者の発生防止に努めます。</li> </ul>	

令和8年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④定住化促進住宅の今後の利活用	①入居者への説明 ②適切な事業推進 ③利活用事業者の決定	①住宅の利活用・売買等について、説明会を設けるなど入居者へ丁寧な説明に努めます。 ②関係法令等を確認し、適正な手続き及び進行管理を行い、計画的かつ適切に事業を推進します。 5月：入居者説明会の開催 6月：不動産鑑定調査 9月：入居者説明会 9月：公募開始 3月：事業者決定 ③公募条件や選定基準を明確化し、審査の透明性及び公正性を確保しながら利活用事業者を決定します。	

# 上下水道課の「令和8年度の運営方針と目標」

上下水道課長 小磯 剛

## 1 課の使命と役割

### ■課の使命・目標

- ・安定的かつ持続可能な水道、下水道事業を実現するため、健全な事業経営と計画的な施設更新に取り組みます。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・遊水地整備事業や国道4号4車線化事業に合わせ、国や県と連携を図りながら、水道、下水道の新設や統廃合を効率的かつ計画的に進めます。

### ■課の役割

上下水道課は、業務係、上下水道系の2係体制で、以下の業務を担当しています。

- ①上下水道料金等の賦課徴収、減免、給水停止に関すること。
- ②上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ③上下水道事業の民間委託及び企業会計に関すること。
- ④上下水道施設の計画的な整備及び機器の維持管理に関すること。
- ⑤給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店等の指定・更新・指導に関すること。

## 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 11人（うち任期付職員1人、会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人
- ・業務係 4人
- ・上下水道係 6人（うち任期付職員1人、会計年度任用職員2人）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①水道、公共下水道、農業集落排水事業の中長期的な見通し

持続可能な公営企業経営を図るため、水道事業及び下水道事業の経営戦略に基づき、中長期的な視点で事業経営に取り組みます。また、水道事業及び下水道事業において将来を見据えた使用料等の考え方や方向性について検討を開始します。

#### ②上下水道施設の計画的な更新

水道事業及び下水道事業の長寿命化計画等に基づき、計画的に施設（機器類及び管路等）の更新に取り組むことにより上下水道施設の老朽化対策を図ります。また、耐震基準に適合した管材を使用することで上下水道施設の耐震化を図ります。

#### ③遊水地整備に係る下水道施設等の整備

国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおける遊水地整備に合わせ、上下水道について施設整備や最適化を検討し、持続可能な事業運営を図ります。

#### ④国道4号4車線化に係る上下水道施設等の整備検討

国の大規模事業である国道4号4車線化道路整備に合わせ、上下水道について施設整備や最適化を検討し、土地利用に資する地域の発展に寄与します。

令和8年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①水道、公共下水道、農業集落排水事業の中長期的な見通し	<p>①持続可能な公営企業の運営を図るため、経営戦略（水道、下水道）に基づき、中長期的な視点で事業経営に取り組みます。</p> <p>②老朽化した機器類の更新時に導入費用と中期的なランニングコストを試算し、費用対効果の検証と経費の削減に取り組みます。</p> <p>③水道事業及び下水道事業において将来を見据えた使用料等の考え方や方向性について検討します。</p>	<p>①公営企業会計の主要な財源である使用料の負担の公平性を確保するため、収納業務を委託し、徴収強化に努めます。また、維持管理経費の削減を図るため、漏水調査（6地区）及び不明水調査（2地区）を行い、発生箇所の絞り込みを行います。</p> <p>②水道施設監視システムを更新し、異常時における緊急対応の効率化と維持管理経費の削減に取り組みます。</p> <p>③県中流域下水道維持管理負担金の単価改定について、県及び構成市町との協議を継続します。</p>	
②上下水道施設の計画的な更新	<p>①各施設の適切な維持管理を図るため、長寿命化計画に基づき計画的な施設の更新に取り組みます。</p> <p>②耐震化計画に基づいた上下水道施設の整備を促進します。</p>	<p>①公共下水道については、マンホールの改築更新（5箇所）や管路の老朽化調査（139基）に取り組みます。 農業集落排水施設については、処理施設更新（ポンプ：1基）に取り組みます。</p> <p>②更新及び新設する施設については、耐震化に適合した管材を使用し、上下水道施設の耐震化率の向上を目指します。</p>	

## 令和8年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③遊水地整備に係る下水道施設等の整備	<p>①効率的な事業運営を図るため、施設のあり方を検討します。</p> <p>②下水道施設等の整備を計画的に進めるため、関係機関と連携及び情報共有を図ります。</p> <p>③財政負担の軽減を図るため、国県補助を活用した事業費の財源確保に努めます。</p>	<p>①陣ヶ岡1号橋、鮎里橋の架け替えに伴う上下水道管路の移設については、維持管理や災害対策に重点を置き、関係機関との協議を継続します。</p> <p>②三城目処理区を公共下水道へ接続するため、関係機関との協議を継続します。</p> <p>③三城目処理区の公共下水道編入については、国の社会資本整備総合交付金を活用したインフラ整備を推進します。</p>	
④国道4号4車線化に係る上下水道施設等の整備検討	<p>①将来性や地域の実情を踏まえ関係機関と協議を重ね、整備範囲の調査検討を行います。</p>	<p>①中町交差点から大林交差点までの延長約450mについて、埋設物等の調査を行います。</p>	

## 議会事務局の「令和8年度の運営方針と目標」

議会事務局長 神山 義久

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・町議会が議事機関として町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐します。
- ・議会基本条例等に基づき、議会活動を町民に正確に伝え、町議会がより身近な存在となるよう努めます。
- ・監査委員を補佐し、質の高い監査を実施することにより、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努めます。

#### ■課の役割

- ・議会に関する事務（議事、調査、庶務）
- ・監査に関する事務

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 3人

- ・局長 1人
- ・次長 1人
- ・局員 1人（会計年度任用職員）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①議会の円滑な運営及び検討

議会議員が行財政全般に亘る所信や疑問点等を質し、執行機関が当該質問の趣旨やその目的に沿った答弁をすることにより、町民にわかりやすい政策論議等を推進します。

## 令和8年度 議会事務局 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①議会の円滑な運営及び検討	<p>(1) 政策論議の検証と議会運営の円滑化 令和4年度以降、町の行財政全般に関し執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求め るために行う一般質問において、その趣 旨、目的及び課題等を明確にした通告書を 導入しました。当該通告書の導入により、 町民にわかりやすい政策論議等ができてい るか、また、質問と答弁が噛み合っている か等を検証し、円滑な議会運営を推進しま す。</p> <p>(2) 議員の資質向上に向けた研修機会の確 保と情報提供 議員の資質向上に資する研修会やセミ ナー等の参加について検討するとともに、 各種研修会等の開催情報を案内します。</p>	<p>(1) ①5月：一般質問通告書の記入方法等の再確認 ②6月～1月：一般質問における課題等の整理 （執行部への調査等） ③1月～2月：上記②への対応策検討と議会全員 協議会での議員協議 ④3月：上記③における対応策の実施</p> <p>(2) ・5月～：全議員が参加する研修会等の検討、研 修への参加 ・随時：個人宛に研修会・セミナー等の情報案 内</p>	

## 教育振興課の「令和8年度の運営方針と目標」

教育振興課長 正木 孝也

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱の基本理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」を目指し、第5次矢吹町教育振興基本計画の各種事業に取り組み、「みんなで育てる矢吹の教育」を学校、家庭、地域の皆さんとともに推進していきます。
- ・町立小学校の適正規模、適正配置について協議を深め、将来想定される小学校の小規模化への取り組みを進めていきます。
- ・社会を生き抜く基盤となる確かな学力を育成するため、教職員の指導力向上の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための教育支援に努めます。
- ・ふるさとへの地域愛を醸成する学びにおいて、「自ら課題を発見し解決する力」、「コミュニケーション能力」、「多様な視点から考察する力」、「情報を取捨選択する力」など、実践的な行動につながる教育を推進します。
- ・学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の老朽化の現状を踏まえた適切な維持管理、点検、修繕等を実施し、安全、安心して快適な環境整備に努めます。

#### ■課の役割

教育振興課は、学校教育係、施設整備係で構成され、学校教育係は、定例教育委員会、教育課程、学校保健、学校給食、教科書、教職員・児童生徒の保健、外国語指導助手、入学・転学、学級編成、安全対策の業務を主に担い、施設整備係は、通学路の安全対策、学校教育施設・社会教育施設・社会体育施設に係る維持管理、通学バス、共用バスの管理運行などの業務を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 37人

- ・教育次長兼課長 1人      ・副課長 1人      ・副課長事務心得兼指導主事 1人
- ・学校教育係 6人（うち会計年度任用職員2人）      ・施設整備係 3人（うち会計年度任用職員1人）
- ・小中学校支援員 16人      ・適応指導教室指導員 1人      ・学校事務補助員 1人      ・部活動指導員 1人
- ・学校図書館司書 2人      ・外国語指導助手（ALT） 3人      ・スクールソーシャルワーカー（SSW） 1人

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①小学校の適正配置等検討

「学校等規模適正化推進事業」により、矢吹町立小学校の適正規模及び適正配置について議論を進め、望ましい小学校の教育環境として目指す姿の検討を深め、基本方針を策定します。

#### ②子どもたちの学力向上

「学力向上対策事業」により、本町の課題の洗い出しなどを行い、基礎学力の向上につながる幼保・小・中の連携及び光南高校との中高連携の取り組みについて具体的な検討を図ります。

#### ③教育施設等の適正な維持管理

「小中学校管理運営事業」により、各学校と連携しながら、児童生徒が安全・安心で居心地の良い学校生活が過ごせる教育環境の充実に努めます。

#### ④デジタルを活用した子どもの見守り

「子ども安全対策事業」により、通学路の安全確保に努めるとともに、デジタル機器（GPS）を活用した登下校時の見守りについて実証実験を行い、今後の運用方法を学校と協議しながら検討し、子どもたちの安全対策を進めます。

令和8年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①小学校の適正配置等検討	<p>地域とともにある学校づくりの促進及び将来を見据えた魅力ある教育環境の充実を図るため、「矢吹町立小学校の適正規模・適正配置の基本方針」を策定します。</p> <p>【基本姿勢】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子どもたちを主役に検討する。</li> <li>子育て世代、地域住民の意見を尊重する。</li> <li>地域との連携、協働を促進する。</li> </ol> <p>■矢吹町学校規模適正化検討委員会より答申（R8.1.30） 「町立小学校の適正な規模及び配置の基本的な考え方について（答申）」</p>	<p>【上半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトや庁内関係課による横断的な会議を随時開催し、連携した協議を進め具体的なスケジュールを検討</li> <li>①基本方針（案）の策定 検討委員会からの答申による意見等を整理し、基本方針（案）を作成</li> <li>②首脳部協議、庁議を経て基本方針（案）を決定</li> </ul> <p>【下半期】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>③地区別懇談会 基本方針（案）を踏まえた今後の方向性を説明し意見を伺う「地区懇談会」を開催 ・10月～12月：地区別懇談会の開催</li> <li>④パブリックコメントの実施 ・1月：パブリックコメントの実施</li> <li>⑤基本方針の策定 「地区別懇談会」や「パブリックコメント」等でいただいた意見等を反映し、基本方針を策定 ・2月：総合教育会議、定例教育委員会等で審議し、基本方針を決定 ・3月：基本方針の公表</li> <li>⑥その他 広報、ホームページ等による情報発信</li> </ol>	

令和8年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②子どもたちの学力向上	<p>町内の幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高校における「健やかな育ち」及び「学力向上」に関わる事業について推進し、各園、小・中・高等学校の連携強化により、矢吹町が目指す教育に向けて一貫した指導を行います。</p> <p>また、指導の充実、改善を図り、家庭学習の充実化と習慣化、主体的・対話的で深い学びの実践により、児童生徒、一人一人の「個別最適な学び」、「協働的な学び」の実現を目指します。</p> <p>電子黒板を有効に活用し、学習活動において、必要に応じ情報手段を適切に用いて情報を得たり、得られた情報を分かりやすく発信、伝達したり、必要に応じ、保存、共有することができる力を育成します。</p>	<p>①学力調査、QUテストによる課題の明確化と客観的な検証及び確実なフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 全国学力・学習状況調査 小6：国語・算数 中3：国語・数学・英語 検証：学級、学校の強み・弱点 フォロー：授業改善</li> <li>・5月 ふくしま学力調査 小4～小6：国語・算数 中1～中2：国語・数学 検証：個人の伸び フォロー：個に応じた指導</li> <li>・1月 標準学力調査 小1～小6：国語・算数 中1～中2：5教科 検証：当該学年の学習内容の定着 フォロー：プリント等の補充、授業で復習</li> </ul> <p>②各園、小・中・高等学校の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矢吹町つなぐ教育推進会議 4月 今年度方針の協議 1月 次年度に向けた協議</li> <li>・つなぐ教育推進部会 6月 具体的な取り組みについての協議 1月 成果と課題の報告</li> <li>・9月 授業交流会（中畑小） 幼保小中高を通した学びの力の育成</li> </ul> <p>③放課後学習教室 4小学校（週2日程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月～ 主に国語科、算数科を中心に実施</li> </ul> <p>④ICT機器の活用推進と効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子黒板、授業支援アプリ ロイロノート</li> <li>認知機能強化アプリ コグトレ</li> <li>健康観察アプリ リーバーの活用</li> </ul>	

## 令和8年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③教育施設等の適正な維持管理	幼稚園、小中学校、社会教育及び社会体育施設について、長寿命化計画に伴う老朽化対応やPTAからの要望箇所について、優先順位を定め、計画的に修繕を実施し、児童生徒・施設利用者の安全で安心な環境整備に迅速に取り組みます。	<p>①主な工事内容</p> <p>5月 矢吹小体育館オペレーター改修工事                      6月 中学校校舎照明LED化事業                      7月 文化センター照明設備改修工事                      7月 文化センター変電室機器更新工事                      8月 善郷小階段・床張替工事                      8月 中畑小FF式暖房用タンク設置工事                      8月 三神小食堂洗面台修繕工事                      9月 三神公民館浄化槽更新工事</p> <p>②学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校から不具合箇所等の連絡を受けた際は、即時現況を確認し、計画的な修繕に努めます。</li> <li>・材料費、人件費の高騰により、修繕料や工事費、電気料金等の増加が想定されるため、各施設に維持管理費の抑制を求めます。</li> </ul>	

令和8年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④デジタルを活用した子どもの見守り	<p>児童生徒の安全な通学環境を確保するため、各道路管理者等の関係機関と連携しながら、「矢吹町通学路安全推進会議」を開催し、危険箇所の確認とその対策について合同点検を実施し、改善を図ります。</p> <p>なお、デジタルを活用した安全ネットワーク構築について検証するため、GPSを活用した見守りの実証実験を行います。</p>	<p>①矢吹町通学路安全推進会議（7月・2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の危険箇所及び改善要望箇所について、小学校区ごとに学校、警察、道路管理者等による合同点検を実施</li> <li>・歩道整備や道路標示等のハード対策や、交通安全教育、交通規制等のソフト対策など必要箇所に応じ、具体的なメニューを検討</li> </ul> <p>②市販のGPS機器を活用した見守り実証実験</p> <p>4月 三神小学校で希望者を募集、希望する保護者にGPS機器を配布（機器：KDDI(株)安心ウォッチャー）</p> <p>5月 機器の在庫状況により三神小学校以外の小学校からも希望者を募集</p> <p>9月 使用者にアンケートを実施し、GPS機器の使用感等を調査、効果・問題点等について検証し次年度以降の方向性を決定</p> <p>10月 次年度予算要求への反映</p> <p>11月～3月 次年度に向けた準備</p>	

## 生涯学習課の「令和8年度の運営方針と目標」

生涯学習課長 西山 貴夫

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

矢吹町教育大綱の理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、まちづくり総合計画の各種政策を通じ、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、町民の多様な文化・芸術・スポーツ活動などの生涯学習活動の活性化と、先祖が慈しみ育ててきた貴重な文化財について、これを継承し、次世代に引継ぎ、有形及び無形文化財の継承発展に努めます。

#### ■課の役割

生涯学習課は、生涯学習係、スポーツ振興係で構成され、学習する機会の提供と支援、生涯学習基盤の充実、文化財の保護、文化・芸術の振興、スポーツ振興、地域間・団体間交流の推進、高齢者の生きがいづくり推進、社会教育施設全般に係る維持管理などの業務を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数 16人（うち会計年度任用職員 4人）

・生涯学習課長	1人	・副課長	1人	・中央公民館長	1人
・生涯学習係	4人	・スポーツ振興係	3人		
・中央公民館	3人	・文化センター	1人	・ふるさとの森芸術村	2人

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①三十三観音摩崖仏群の復旧対策

三十三観音摩崖仏群の落石対策のための工事を今年度中に完了するよう計画的に進めるとともに、観光資源としての活用性に取り組み、復旧後のPRを含めた関係機関との協力体制を推進します。

#### ②社会教育施設等の計画的な更新及び適正な維持管理

町や地域の文化や芸術の活動拠点として継続的に適正な維持管理を実施し、施設の状態に応じた計画的な更新に取り組みます。今年度は、三神公民館、文化センターにおいて、施設の一部の更新を実施します。

#### ③部活動等の地域展開

学校の部活動について、生徒の豊かな活動機会の確保に向けて、学校の働き方改革を踏まえ、学校や地域の実情に応じた持続可能な環境づくりの構築を図ります。今年度は、休日の部活動について実施可能な部活動から試行的に取り組みます。

#### ④スポーツ×デジタル振興プロジェクトの推進

「誰もがそれぞれのカタチでスポーツや運動を楽しめる町として、多くの人が集まり賑わうまち」の実現のため、複合施設KOKOTTOを中心とした既存施設やデジタルツールを活用し、町民の体力及び運動能力向上を目指します。

## 令和8年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①三十三観音摩崖仏群の復旧対策	①計画的な復旧工事の管理 ②復旧工事期間及び工事完了後の理解醸成 ③観光資源として関係機関との連携構築の検討	①工事スケジュールの徹底 ・発注準備（5～6月） ・復旧工事の実施（7～3月） ②地域や関係者への通知、ホームページによる周知 ③観光資源としての情報収集、関係機関との協議（9～3月）	
②社会教育施設等の計画的な更新及び適正な維持管理	①三神公民館の計画的な施設改修 ②文化センターの計画的な機器更新	①三神公民館浄化槽改修工事の実施 ・実施設計（4～8月） ・施工前、施工中の利用及び日程調整 ・実施期間中の利用者、関係機関への周知 ・改修工事（9～3月） ②文化センター照明のLED化及び変電室機器更新工事の実施 ・発注準備（5～6月） ・施工前、施工中の利用及び日程調整 ・実施期間中の利用者、関係機関への周知 ・工事実施（7～3月）	

## 令和8年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③部活動等の地域展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>①先進地での活動状況の情報収集</li> <li>②実施に向けた取り組み内容の検討</li> <li>③取り組みに必要な運営体制の検討</li> <li>④関係者への協議、説明</li> <li>⑤休日の部活動指導員の配置の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①先進近隣市町村（白河市、西郷村、鏡石町等）の活動状況の聞き取りの実施（4～5月）</li> <li>②運営体制、計画の策定（5～7月）</li> <li>③推進協議会委員の選定（5～7月）、会議の実施（7～3月）</li> <li>④保護者や教職員への説明（7～1月）</li> <li>⑤実施可能な部活動への指導員の人選、研修、配置（8～3月）</li> </ul>	
④スポーツ×デジタル振興プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①既存施設や企業へ出向く等、運動能力の向上や健康への関心に向けた事業の実施</li> <li>②今後の事業展開に向けた取り組みの検討</li> <li>③広く町民に事業を理解してもらうための情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①企業向けヘルスケア、ジュニアアスリート活動支援、グループレッスン、高齢者ヘルスケア、職員対象ヘルスケアプログラム等</li> <li>②今までの取り組みを活かし、データを活用した継続方法の検討及び関係機関（保健福祉課、社会福祉協議会）との協議</li> <li>③事業の取り組み、参加についてWebサイト掲載やSNSでの住民への周知</li> </ul>	

## 子育て支援課の「令和8年度の運営方針と目標」

子育て支援課長 佐藤 浩彦

### 1 課の使命と役割

#### ■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱、第5次矢吹町教育振興基本計画、第1期矢吹町こども計画に基づき、こどもまんなか社会の推進、子育て世帯への支援強化、支援の充実を図ります。
- ・「矢吹町こども家庭センター」を核とした全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的相談支援を充実させ、子育てしやすい環境づくりに努めます。
- ・ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ホームスタート等、子育て世帯を支援する事業について、効果的な事業の推進、効率的な運営体制の構築を図ります。また、SNSなど様々な媒体を活用し、対象世帯への周知に努めます。
- ・町内の認可保育園等と連携しながら、保育サービスの充実に努めるとともに待機児童の解消を図ります。
- ・所管する幼稚園・児童クラブ・未来くるやぶきの安全で安心な環境整備を進めます。
- ・関係機関と連携して児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を図ります。

#### ■課の役割

子育て支援課は、子育て政策係、こども相談係、幼稚園保育園係で構成され、①少子化対策・子育て支援事業、②児童手当等支給事務、③屋内外運動場（未来くるやぶき）の管理運営、④児童虐待防止・要保護児童対策、⑤妊娠届、妊産婦及び乳幼児相談、⑥妊婦・乳幼児健診、⑦家庭児童相談業務、⑧子どもの居場所づくり、⑨幼稚園・放課後児童クラブ運営、⑩民間保育園等への助成、⑪保育園等の入園・退園等事務などの業務を担っています。

### 2 課の構成（令和8年4月1日現在）

職員数	53人（子育て支援課 12人、町立幼稚園 41人、うち会計年度任用職員 25人）
子育て支援課	課長 1人、子育て政策係 2人、こども相談係 5人、幼稚園保育園係 4人（うち会計年度任用職員 1人） ※専門資格保有者：保健師3人、社会福祉士1人、管理栄養士1人
町立幼稚園	矢吹幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 3人（うち会計年度任用職員 1人） 中央幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、専門教諭 1人、教諭 3人 中畑幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 2人 三神幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、専門教諭 1人、教諭 1人（うち会計年度任用職員1人） 特別支援員・預かり保育支援員・事務補助員 22人（全て会計年度任用職員）

### 3 令和8年度の課の運営方針と目標

#### ①幼稚園の適正配置

令和5年4月に策定した「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」及び令和6年7月に策定した「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」に基づき、今後の幼稚園のあり方について、国が推奨する“こどもたちのために何が最も良いことか”という視点を大切にしながら検討を進めます。あわせて、町民への丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら、小学校の適正配置との整合性も図り、持続可能な教育環境の実現を目指します。

#### ②子育て施策の充実

こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指し、「こどもまんなか」の理念のもと、地域の実情に応じた多様な支援策の充実を図ります。「子育て世代に選ばれる町」となることを目指し、こどもや若者の声に耳を傾けながら、既存施策の見直しや新たな取り組みを検討・実施するとともに、町内外への積極的な情報発信を通じて矢吹町の子育て環境の魅力を広く発信します。

#### ③待機児童解消対策の継続

共働き世帯の増加や就労形態の多様化等、保育ニーズは従来の「量の拡大」から「質の確保・向上」へと変化しています。令和8年度から実施している「こども誰でも通園制度」の状況もふまえつつ、保育の更なる受け皿の確保に取り組みます。保育士の確保に向けた各種補助金の周知や、保育士養成校への訪問などを継続するとともに、小規模保育事業への支援や多様な保育に備える施設整備についても調査・検討を行い、地域の実情に即した効果的な事業運営を推進します。

#### ④第1期矢吹町こども計画に基づく事業の推進

令和6年10月1日に表明した「こどもまんなか宣言」に基づき、こどもを社会のまんなかの据えたまちづくりを推進します。令和8年度は、第1期矢吹町こども計画に掲げる施策に沿って、子育て施策の具体化と実行に取り組むとともに、町が実施する事業や地域の活動について、子育て世帯が必要な情報を適切に得られるよう、積極的に対外的な周知を行います。また、「病院に行くほどではないが専門家の意見が聞きたい」という場面や「病院に行く必要があるか迷っている」という不安を持つ方々からの相談に医師が回答する「いつでもドクター」アプリの登録促進を通じて、子育て世帯の負担軽減を図ります。

## 令和8年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①幼稚園の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に策定した「幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」に基づき、段階的な取り組みを継続します。</li> <li>・小学校の適正配置を考慮した、教育環境全体の最適化を目指します。</li> <li>・令和10年度の三神幼稚園と中央幼稚園の集約について、円滑な移行を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園区別出生数把握及び入園見込数等算出（5～6月）</li> <li>・町立幼稚園全体の状況把握と課題整理（随時）</li> <li>・教育振興課や関係機関との連携による、小学校の適正配置を考慮した事業運営（随時）</li> <li>・三神幼稚園と中央幼稚園の集約に向けて一部開始される園児交流をはじめ、職員間の連携や情報交換、教育課程や年間指導計画等の確認、保護者等への情報提供（随時）</li> </ul>	
②子育て施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもまんなか社会」、「選ばれるまち・子育てしやすいまち」を実現するため、支援策の継続や強化を図るとともに、町内外への情報発信を強化します。</li> <li>・出産や育児に伴う不安や負担を軽減し、定住促進と出生数の維持や増加につなげます。</li> <li>・子育て世帯や若年層のニーズを的確に捉えた施策展開を進めます。</li> </ul>	<p>【随時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援事業（矢吹っ子応援事業等）の継続的な実施と速やかな給付処理</li> <li>・健診や相談支援場面におけるファミリーサポートセンター・ホームスタート等のより具体的な周知</li> <li>・町公式LINEやホームページ、広報誌等を活用した情報発信の強化</li> <li>・「矢吹町子ども子育て支援基金」の企業向け広報による、持続可能な仕組みづくりの推進</li> <li>・子育て世帯に向けた新規支援策の検討</li> </ul>	

## 令和8年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③待機児童解消対策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童解消継続のため、受け入れ体制の充実を継続的に図ります。</li> <li>・保育士の確保に向けた施策を強化し、地域全体で多様な保育ニーズに応える環境を整備します。</li> <li>・小規模保育施設への支援や保育施設整備支援を通じて選択肢の拡充を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保のための養成校訪問、人材確保助成制度の継続（6月、11月）</li> <li>・年齢別人口動向や出産予定数から保育ニーズと施設整備の必要性を検討</li> <li>・小規模保育施設への適切な支援・指導監査の実施（年1回）</li> <li>・私立園長会での情報共有と補助制度の活用促進（毎月1回）</li> <li>・民間保育施設等との連携強化</li> </ul>	
④第1期矢吹町こども計画に基づく事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に策定した「第1期矢吹町こども計画」に基づき、各取り組みの実施に努めます。</li> <li>・「こどもまんなか宣言」の理念をふまえ、全てのこどもが健やかに育つ環境の整備を図ります。</li> <li>・多職種が連携した包括的な支援体制の構築を進めます。</li> <li>・「いつでもドクター」アプリの登録促進を通じて、子育て世帯の負担軽減を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもまんなか宣言」周知のための住民向け広報活動や啓発活動及び「こどもまんなか応援サポーター」啓発活動や活動紹介（随時）</li> <li>・こども計画に基づく具体事業の点検と年次計画への反映（年1回）</li> <li>・保健師及び社会福祉士等による相談支援体制の強化（随時）</li> <li>・関係機関との連携による、課題共有と施策の進捗管理（随時）</li> <li>・「いつでもドクター」アプリの周知による登録促進（随時）</li> <li>※目標登録件数367件（令和7年度末現在283件から3割増）</li> </ul>	